

マルチペイメントネットワークを活用した 新たな国庫金収納サービスの開始

－国庫金ダイレクト方式の概要と今後の展望－

日本マルチペイメントネットワーク運営機構¹
調査役 岡 島 弘 展¹

1. はじめに
2. ダイレクト方式について
 - (1)検討経緯
 - (2)スキーム概要
 - (3)導入予定機関
 - (4)導入メリット
3. 結びに代えて －ダイレクト方式の課題と今後の展望－

めた全取扱金額の約60%を占めるまでに至った。なお、国庫金1件あたりの決済金額は100万円超となっており、法人による利用が推測される。このことから、ペイジーがこれまでメイン・ターゲットに据えてきたC to G、B to Cという個人取引分野に加え、B to G、B to Bという法人取引分野へと市場が拡大し始めていることがうかがえる。

運営機構では、かねてより電子政府・電子自治体の実現に向けた国・地方公共団体の動向や民間における電子商取引市場の拡大動向を注視し、公共決済インフラとしての使命を全うするべく種々の新サービスの開発・検討を行ってきた。本稿で紹介する「国庫金ダイレクト方式」（以下、「ダイレクト方式」という）はその取組みの一つであり、本年10月から取扱開始を予定している。

以下では、ダイレクト方式の検討経緯やスキームの概要、導入のメリット等を紹介することにより、ダイレクト方式に対する国や金融機関各位におけるより一層のご理解、ご協力を求めるものである。なお、文中意見に係る部分は筆者の私見であり、運営機構としての公式意見を示すものではない。

1. はじめに

日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下、「運営機構」という）が提供する電子決済「Pay-easy」（以下、「ペイジー」という）は、平成13年10月のサービス開始以来順調に拡大し、平成19年度の取扱実績は金額で約3兆円、件数で3千万件となった（図1参照）。なかでも国庫金については、平成18年1月の「IT新改革戦略」²に基づく電子政府推進の取組みによる電子納付比率の上昇（図2参照）と相まって、ペイジーにおける取扱額も前年度比約3倍の1兆7千億円と大幅に増加し、地方公共団体、民間企業を含

¹ 筆者の所属は、全国銀行協会総務部付であり、平成18年4月から日本マルチペイメントネットワーク運営機構に出向している。

² IT戦略本部（平成18年1月19日決定）の「IT新改革戦略」では、平成22年度までにオンライン利用率を50%以上とすることが目標とされている。

図1 ペイジー収納サービスの取扱状況

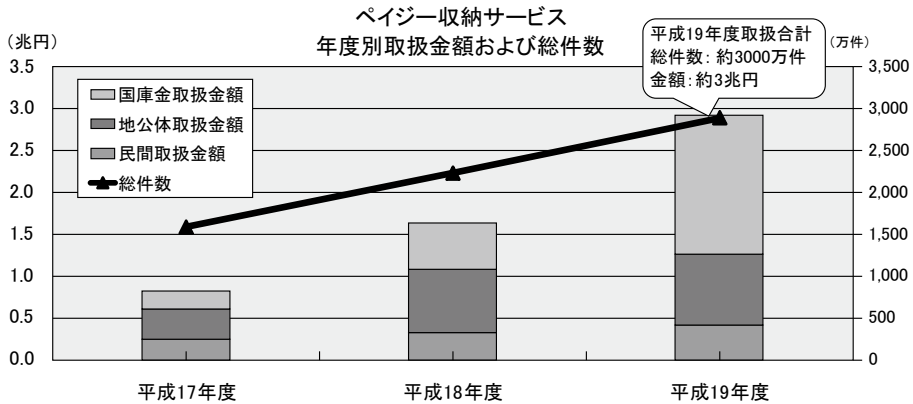
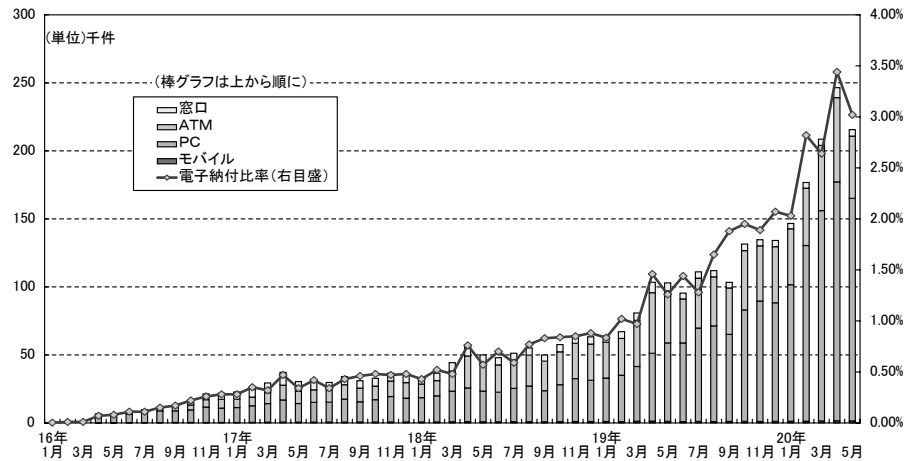


図2 国庫金電子納付の状況



【出所】 日本銀行ホームページ

2. ダイレクト方式について

(1) 検討経緯

ダイレクト方式の検討は、平成18年6月、独立行政法人通関情報処理センターより同センターが運営するNACCS（通関情報システム）の次期システム開発にあたり、ペイジーを活用した利便性向上策について、運営機構に対し相談があったことに端を発する。これを受け、運営機構事務局では新スキームにつ

いてのたたき台を取りまとめ、同年8月に内々打診したところ、詳細仕様の確定について正式な検討依頼があった。

また、時を同じくして、同8月、特許庁より特許出願に伴う手数料の支払い事務について、現状の収入印紙による予納事務の改善について相談があり、NACCS向けに取りまとめた新スキームのたたき台を提示したところ、仕様についての検討依頼があった。

運営機構では、前記官庁等の検討依頼に基づき、同年10月、決済インフラとしての社会的使命の観点から、国庫金に係る新たな収納

方式の実現に向けて仕様検討を開始することを理事会で決定し、業務・事務システム合同委員会の下部に「ダイレクト方式仕様検討WG」を設置することとした（WGメンバーについては、図3参照）。なお、ダイレクト方式は口座振替制度を活用した電子決済スキームであり、収納機関（官庁等）、金融機関、利用者の三者間で口座振替契約を締結する必要があることから、契約書等に関する事項については全国銀行協会事務システム部に検討を依頼することとし、運営機構ではシステム仕様の検討に注力することとした。

ダイレクト方式仕様検討WGは、同年11月以降、翌19年2月まで月2回のペースで合計7回開催され、2月の理事会で仕様が機関決定された。

運営機構では、使用確定を受け、19年4月および20年1月の2回にわたって全国銀行協会主催の説明会において、官庁、日本銀行等と連携のうえ民間金融機関（65機関）に向けてダイレクト方式の概要説明を行った。

その後、順次、IP-VPNやネットワーク接続方式の詳細検討や回線提供者の選定、接続試験に関する規程類の整備を進め、本年8月、第1回国庫金ダイレクト方式接続試験を実施し、9月現在、サービス開始に向け最終調整を行っている。

(2)スキーム概要

ダイレクト方式とは、納付者が官庁および金融機関との間で予め口座振替契約を締結しておくことで、納付者が官庁のWEBサイト等を通じて電子申請・電子申告を行い、納付指図をすることでリアルタイムかつワンストップで電子納付を完了させるサービスである（図4参照）。

(3)導入予定機関

現在、ダイレクト方式の導入を表明している官庁は、以下の3機関である（図5参照）。

また、今年10月の導入を目指して第1回国庫金ダイレクト方式接続試験に参加している金融機関は、みずほ銀行、三井住友銀行、京都銀行、愛知銀行、名古屋銀行の5行である。

図3 ダイレクト方式仕様検討WGメンバー

名 称	名 称
(メンバー)	(メンバー)
独立行政法人 通関情報処理センター	株式会社 NTT データ
財務省関税局	日本アイ・ビー・エム株式会社
東京税関	株式会社 日立製作所
特許庁	株式会社 富士通アドバンスソリューションズ
株式会社 みずほ銀行	
株式会社 三菱東京 UFJ 銀行	(オブザーバー)
株式会社 三井住友銀行	日本銀行
株式会社 りそな銀行	社団法人 全国地方銀行協会
株式会社 横浜銀行	社団法人 第二地方銀行協会
信金中央金庫	
全国信用協同組合連合会	(事務局)
労働金庫連合会	日本マルチペイメントネットワーク運営機構
日本郵政公社（現：株式会社 ゆうちょ銀行）	

【出所】平成18年度業務報告書を一部加工。

図4 ダイレクト方式のスキーム概要

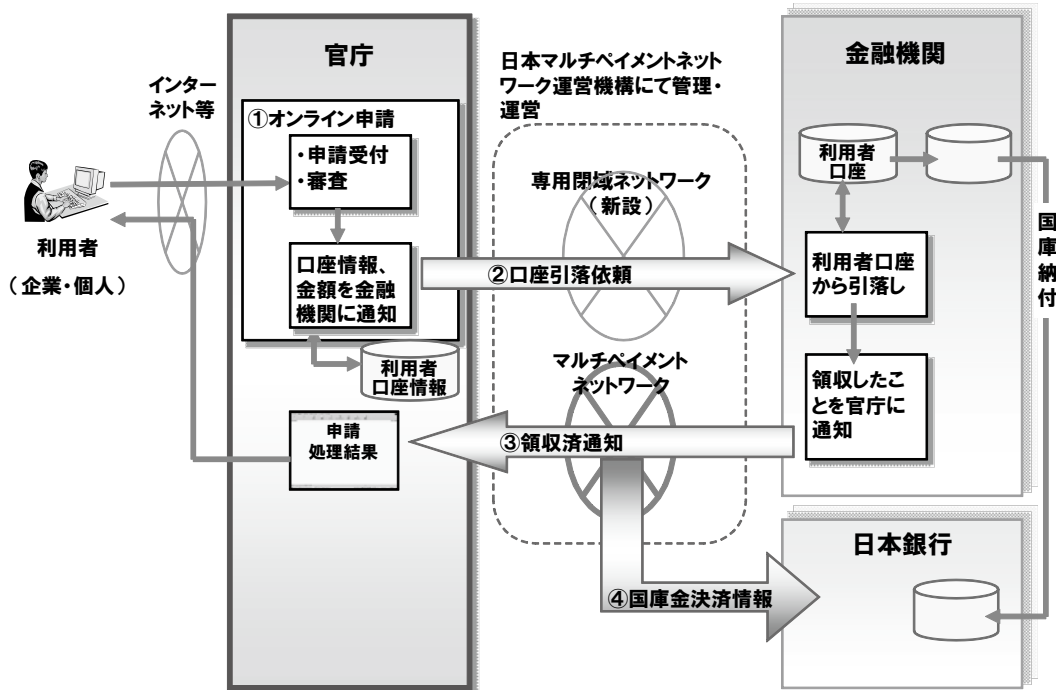


図5 ダイレクト方式の導入官庁の概要

官庁名	財務省関税局 (NACCS)	特許庁	国税庁
取扱開始時期	Sea-NACCS (主に海上貨物): 平成20年10月 Air-NACCS (航空貨物): 平成21年度中	平成21年1月	平成21年9月
概要	現状、税関手続きの約99%が独立行政法人通関情報処理センターが運営する通関情報処理システム (NACCS) により処理されている。 同手続きのうち、輸入貨物の引取りに必要な関税等については、全体の約60%にあたる約600万件が専用口座による振替で処理されている。 ダイレクト方式導入後も、現行の専用口座による振替スキームは並存するが、今後、納付者・金融機関等の動向を踏まえ、存廃について検討がなされる見込みである。	平成18年における特許出願のうち、オンライン利用率は97%であるが、電子的な決済がなされるのは全体の0.2%にも満たない。 現状、特許料の納付手段としては、特許印紙貼付、予納口座、現金納付、インターネットバンキング等を利用した電子現金納付があるが、全体の約94%にあたる約250万件が、印紙予納により処理されている。印紙予納とは、予め納付すべき手数料等の見込額の特許印紙を貼付した納付書の特許庁に提出し、個々の手続きに関する手数料等を予納口座から引き落とす方法である。	現状、国税の納付手段は、金融機関等の窓口納付、口座振替、インターネットバンキング等を利用した電子納税、コンビニ収納があるが、年間約4,500万件に及ぶ納付件数の大部分は、金融機関等の窓口を利用した納付である。 ダイレクト方式の対象税目は、電子申告等が可能な税目 (申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税、酒税、印紙税) であり、主要な税目はすべて網羅しているため、4,500万件の大部分がダイレクト方式の対象となり得る。

【出所】 全銀協主催「ダイレクト方式説明会」における各官庁の説明資料および日本銀行業務局通知 (平成20年4月8日付、業庫第44号) を参考に筆者作成。

なお、三菱東京UFJ銀行をはじめとする他の金融機関においても、来春以降の取扱いを予定した準備が進められている。

(4)導入メリット

ダイレクト方式の主な導入メリットとして、以下の3点が挙げられる。以下、ダイレクト方式の導入を間近に控えた財務省関税局、特許庁を例にとってメリットの概略を記す。

①利用者利便の向上

現状の電子納付スキームでは、電子納付を行う前提として金融機関との間でインターネットバンキング契約の締結や当該口座へのログインなどの認証手続きを別途行う必要がある。しかし、ダイレクト方式ではこうした手続きが一切不要である。特に法人の場合には、インターネットバンキングの利用に際し手数料が必要である場合が多いが、ダイレクト方式ではインターネットバンキング契約が不要であるため手数料が掛からない。

また、現状、税理士・司法書士などの代理人が納付者に代わってインターネットバンキングを通じて電子納付するには、納付者が代理人である第三者に自らの口座のログインに必要なID、パスワードを教えることを意味するため物理的に困難であった。関係者の話によると、代理納付の困難性が原因で電子納付手続きの遅延や電子納付が敬遠される傾向が強かったとのことであり、ダイレクト方式の活用により、この問題の解消が期待できる。

また、納付者の資金効率の向上面でもメリットがある。

例えば、現状、関税納付で利用されている専用口座制度では、納付者は関税の納付目的以外の用途に転用できない専用口座を開設したうえで、関税見込額に相当する資金を当該口座に事前に預入する必要がある。

また、特許料等の納付手段の主流である印

紙予納制度では、納付者が特許料等に相当する金額の特許印紙を事前に購入し、印紙を貼付した納付書を特許庁に提出する必要がある。しかし、近年の特許に係る申請・納付が著増する中で、事前の印紙購入に要する資金コスト負担や納付書への印紙貼付作業、納付書の提出作業など事務負担も大きく、特許出願企業や弁理士などから強い改善要望が寄せられていた。

ダイレクト方式は、納付者の資金コスト負担や事務負担を軽減し、機会損失の発生を抑制する点でメリットがある。具体的には、ダイレクト方式では、口座振替を専用口座ではなく一般口座で利用することを許容しており、入出金における時限・用途等の制限がなく納付者の柔軟な資金対応を可能とするものである。また、インターネットを利用した電子納付スキームであるため、提出に要する交通費・郵送費や印紙貼付などの事務負担の省力化も実現できる。

②官庁・金融機関における事務処理の改善、ペーパーレス化

専用口座制度や印紙予納制度では、官庁・金融機関ともに事務負担が大きい。

例えば、輸出入通関等の関税手続きでは、税関は輸入申告の都度、納付者の専用口座の前日における残高を確認のうえ、輸入許可を通知する必要がある。また、金融機関では、納付者への領収証書の発行や官庁・日本銀行への書類送付や文書保管などのペーパー処理が必要である。

また、特許手続きでは、印紙の管理等は特許庁が行うため、金融機関には特段、事務負担は発生しないが、年間250万件超の出願等を受け付ける特許庁におけるペーパー管理負担が膨大なものであることは想像に難くない。

ダイレクト方式では、個々の手続きにお

る納付者の残高確認が不要になるほか、納付者への領収証書が発行不要になる。また、官庁や日本銀行への報告が電子化され、ペーパーベースでの文書保管も不要になることから官庁、金融機関の双方にとって事務効率化につながる。

③官庁・金融機関における投資コスト最小化など

ダイレクト方式は、既存のマルチペイメントネットワークを利用しているため、新たなオンライン処理ネットワークシステムを開発・構築する必要がなく、他の手段と比べ、官庁・金融機関双方にとってコスト負担が比較的軽い。

また、運営機構では、官庁・金融機関のコスト負担を最小限に抑えるべく、複数の機関を傘下に置き、オンライン電文等の中継業務を受託する共同利用センターの参加を早い段階から呼びかけなどを行っており、今後、複数の共同利用センターの参加による相対的なコスト低減も期待できる。

3. 結びに代えて -ダイレクト方式の課題と今後の展望-

本稿を締め括るにあたり、ダイレクト方式の課題と今後の展望についての所感をもって結びに代えたい。

まず、課題については、参加機関の拡大が挙げられる。

ダイレクト方式は、本年10月の財務省関税局における取扱開始を皮切りに、翌21年1月には特許庁で、そして同年9月には国税庁で

順次開始される予定である。また、現在、他の官庁からも照会等が多数寄せられており、今後、他の官庁への波及も期待される。

しかし、残念ながら足もと導入を予定している金融機関は、大手都市銀行などを中心に数行にとどまっている。ダイレクト方式の利点を十分に発揮し、利用者・参加機関が最大限効果を楽しむには、取扱官庁・金融機関を拡大する必要がある。特に、利用者利便を勘案すると、納付手段を提供する対応金融機関数を増やし、裾野を広げることが急務である。金融機関におかれては、依然厳しい経営環境のなか、多くのシステム案件が輻輳しており、ダイレクト方式に係るシステム開発負担に慎重にならざるを得ない状況にあることは十分に認識しているが、ダイレクト方式の趣旨や利点を十分にご理解いただき、是非とも前向きなご検討をお願いしたい。

また、国に対しては、電子納付の普及促進策の更なる拡充をお願いしたい。運営機構では、本年7月に実施された内閣官房IT担当室のパブリックコメント「重点計画-2008(案)」に対し、現在、国税庁や法務省で実施している電子納付を対象とした税額控除や手数料引下げなどのインセンティブ措置³の拡充や恒久化、他省庁での措置などを要望しているところである。世界一便利で効率的な電子政府の実現に向け、運営機構として今後も継続して要望していきたい。

最後に、今後の展望として、ダイレクト方式の取扱対象を国庫金に加え、地方公金や民間収納へと取扱対象を拡大する必要性を挙げたい。運営機構では、今秋以降、ダイレクト方式の利用対象を国庫金以外にも拡大する方

³国税庁では、e-TAXを利用して所得税の電子申告を行った場合、5,000円の税額控除が受けられる措置を実施している。また、法務省では、オンラインで登記事項証明書等を取得した場合、通常手続きよりも手数料を300円減額した700円としているほか、平成21年12月末まで登録免許税（不動産登記、商業登記）について、5,000円を上限に控除する措置を実施している。

向で検討に着手する予定である。これは、偏にダイレクト方式の利点を社会に広く還元し、利便性の高い良質な金融サービスを多くの方に享受していただきたいとの願いからである。

ダイレクト方式をペイジーの更なる発展の

礎とできるよう、まずは本年10月の取扱開始に向けた準備に万全を期し、ネットワークの安全性・安定性を堅守するとともに、将来に向けた取組みとして、取扱対象の拡大について関係機関とも連携し、しっかり検討して参りたい。 □